

「子どもの権利に関する行動計画」平成29年度実施状況について

1 評価の方法

評価にあたっては、事業を主体的に実施する担当課が、目標の達成度の状況等について自己評価を行いました。

【評価ランク】

- A：計画どおり進捗した
- B：目標に近く、概ね進捗した
- C：目標には届かないが、進捗している
- D：停滞・事業の未実施
- E：事業終了

2 評価の総括

全24事業のうち、A評価が15事業（63%）、B評価が7事業（29%）、C評価が1事業（4%）、D評価が1事業（4%）となりました。A・B評価の事業は、全体の92%を占め、全体としての進捗状況はおおむね良好であったと考えられます。

今回の評価・検証をもとに、事業を一層充実させるとともに、市民のニーズを考慮しながら事業運営を図っていくことが求められます。

基本施策	事業数	評価ランク				
		A	B	C	D	E
(1) 子どもの権利に関する啓発活動	3	0	2	0	1	0
(2) 子どもの居場所づくり	4	2	2	0	0	0
(3) 子どもの貧困対策	5	3	2	0	0	0
(4) 子どもの虐待防止と救済	3	3	0	0	0	0
(5) いじめ・体罰の防止と救済	5	4	1	0	0	0
(6) 子どもの面会交流	2	2	0	0	0	0
(7) 子どもの権利侵害からの救済	2	1	0	1	0	0
合計	24	15	7	1	1	0

(参考) 平成28年度評価 18 5 0 1 0

※2課以上が所管する事業について、評価が異なる場合は評価の低い方でカウント

3 実施状況一覧

【評価区分】

A=計画どおり進捗した、B=目標に近く概ね進捗した、C=目標には届かないが進捗している、D=停滞・事業の未実施、E=終了

(1) 子どもの権利に関する啓発活動

※No.に○のある事業は、「子ども・子育て未来プラン」掲載事業

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
1	普及用リーフレットの作成	子どもの権利について、子どもや大人が理解を深めるために、普及用リーフレットを作成・配布します。作成にあたっては、年齢や発達に応じて内容が理解できるよう配慮します。	平成27年度に作成したリーフレットを庁舎窓口で配布。	B	リーフレットを作成・配布しているが、子どもの権利に関する理解を深めるまでには至っていない。	子どもの権利について理解を深めるためには、積極的な周知・啓発を図る必要がある。	継続実施	子育て支援課
2	子どもの権利に関する講演会の開催	子どもの権利に関して見識のある人を講師に招いて講演会を実施します。講演会については、年1回程度の実施を予定しています。	未実施	D	-	講演会の実施に当たっては、目的、内容、実施規模、対象者の範囲等について検討する必要がある。	実施について検討	子育て支援課
3	子どもの権利に関する学習	子ども自身による子どもの権利に関する学習を支援するために、ホームページなどで子どもの権利に関する情報を提供します。 学校においては、人権に関する意識の向上を図るため、子どもの権利をはじめとする人権全般について学習を推進しています。	市ホームページにて情報提供を行った。	B	ホームページで情報提供を行っているが、子ども自身が学習するための支援に繋がっているか不明である。	子ども自身が子どもの権利に関する学習を行うためには、より積極的な情報提供を行う必要がある。	継続実施	子育て支援課
			・県の各種人権教育研修に人権教育担当者を中心として参加し、人権全般について指導者として必要な資質・能力の向上を図った。 ・直接的指導としては、小6・中3の社会科において、人権意識の高揚を図る授業の展開が行われている。中3では子どもの権利条約について学ぶ。 ・道徳や学級活動の時間における人権教育も推進しており、人権週間を設定して指導に当たっている。	A	・子どもの権利条約に関する理解が深まってきている。 ・人権週間の実施により、人権全般に関する理解も深まり、相互の人権を尊重した行動がとれる児童生徒が増えてきている。	・これまでの取組を継続するとともに、新たな人権問題等についても学習機会を設け、児童生徒に人権の大切さや異なる価値観を寛容に受け止め、共生できる社会の実現の重要性を認識させていく。	・人権意識の高揚をさらに図るとともに、子どもたち自らが互いを尊重し合い、高め合う人間関係を構築できるよう、様々な人権問題を扱った直接的指導の充実に力を入れていく。	学校教育課

(2)子どもの居場所づくり

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
4	要支援児童の居場所づくり	<p>養育放棄(ネグレクト)などの状況にある要支援児童に、放課後その地域において、安心できる大人とのふれあいや交流を図りながら、保護者の補完と子どもの健全な育成・自立を促し、虐待の世代間連鎖を防ぐために、要支援児童放課後応援事業を実施しています。</p> <p>現在、NPO法人に事業を委託し、市内1か所で開催しています。</p>	<p>実施箇所数 2か所 利用人数 33名 (小学生20名 中学生13名) 延べ利用日数 1,477日</p> <p>支援内容 ①基本的な生活習慣の習得 ②望ましい食習慣の習得 ③宿題等の学習支援 ④保護者の養育相談・悩み相談 ⑤居場所と対象家庭等及び学校等の送迎支援 ⑥児童の自立に向けた支援 ⑦その他養護に欠ける物を補うための支援</p>	A	<p>新たに1か所増やして実施しましたが、生活習慣の習得や学習支援、食事の提供等を行っており、家庭生活の補完という点で重要な役割を果たしています。子どもたちにも明るさや積極性が見られるようになり、その変化が保護者の就労意欲や生活改善への意欲につながっています。</p>	<p>目に見える結果の支援を期待しがちですが個々に必要な支援が異なるので、それを見極めて対応することが必要です。また、児童にかかわる大人(指導員)の質、力量を高めていくのも必要です。</p>	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
5	不登校児童・生徒の居場所づくり	<p>不登校及び不登校傾向にある児童生徒の精神安定や自立を促し、学校生活への適応を図るための指導・相談を行う施設として適応指導教室を2か所設置しています。</p> <p>また、不登校児童生徒に対し、宿泊体験をはじめとする様々な体験活動を提供することで、不登校改善のきっかけづくりを行う宿泊体験館を1か所設置しています。</p>	<p>・通室児童生徒への支援、指導 ・発達障害等の課題を有し通室と思われる児童生徒への支援 ・児童生徒及び保護者等へのカウンセリング ・児童生徒が在籍する学校との一層の連携の強化</p>	B	<p>不登校出現率 小学校0.41% 中学校4.07%(※不登校出現率の小学校中学校共に現状維持)</p>	<p>・宿泊体験館メールの学校への周知及び利用率の向上 ・教育相談を行うカウンセラーの増員と常勤職としての採用 ・医療機関との十分な連携に向けた体制作り ・以上を総合的に捉える中での保護者、家庭への支援</p>	<p>・宿泊体験館メールの利用率の更なる向上 ・不登校出現率の減少</p>	学校教育課
6	放課後児童健全育成事業	<p>昼間、保護者等が家にいない家庭の小学生を対象に、平日の授業終了後や土曜日などに放課後児童クラブを開設しています。また、民設民営のクラブに対し、補助金を交付しています。</p>	<p>施設数 40か所 利用者数 1,669人</p>	A	<p>児童クラブの運営については、公設民営児童クラブ24か所、民設民営児童クラブ16か所に対して運営支援を行った。児童クラブの整備事業としては、2クラブを整備した。</p>	<p>児童クラブ利用ニーズは年々高まっているが、施設整備が追いつかず、小学校6年生まで受入れできないクラブがある。平成26年度に策定した整備計画に基づき、公設児童クラブの整備を行う。(平成31年までに整備)</p>	<p>施設数 41か所 利用者数 1,771人</p>	保育課
7	地域における安全で楽しい子どもの居場所づくり	<p>部活動、スポーツ少年団活動、公民館・博物館・田舎ランド鳴内等の体験教室などで、子どもの居場所づくりを推進します。</p>	<p>部活動・スポーツ少年団指導者研修会を年間2回開催し、子どもの健全な発育発達に向けての講習を行った。</p>	A	<p>毎回、多くの参加者があった。今回は、子どもの指導方法(コーチング)についての研修で好評だった。</p>	<p>保護者会関係の参加者は増えてきているが、直接の指導者の参加についてはまだ課題が残る。積極的に参加して頂けるよう根気強く周知していく。</p>	<p>指導のガイドライン「未来へはばたけ」の周知徹底</p>	学校教育課
		<p>公民館・博物館・田舎ランド等で各種体験教室を実施した。</p>	<p>多くの参加者があり、好評だった。</p>	A	<p>参加について積極的に周知していく。</p>	継続実施	生涯学習課	
		<p>スポーツ少年団の活動をとおして、各種体験教室や交流大会に参加してもらい、学校以外にも子どもの活動の場を設けることができた。</p>	<p>交流大会の参加者は多いが、スポーツの体験教室の際は、各団の練習試合やイベント等の日程が重なって参加者が少なかった。</p>	B	<p>スポーツをとおして子どもたちの心身の健全な育成を図ることができているが、積極的な休養の必要性を訴えていくことも必要である。</p>	<p>活動と休養のバランスをとり、継続的なスポーツ活動を行い、子どもたちの心身の健全な育成を図っていく。</p>	スポーツ振興課	

(3)子どもの貧困対策

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
8	学校教育における学力の保障	学校教育においては、家庭環境に左右されず、子どもの学力が保障されなければなりません。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を各学校で実施している。また、日々の授業において指導方法の工夫・改善に努めている。	B	学習意欲を向上させ、学力を上げる取組みが各学校に普及してきている。	今後も取組みを継続し、児童生徒の学習意欲の向上を図っていく。そのため、各学校の指導体制の充実を図る必要がある。	学力が上がらない児童生徒に対しては、昼休みや放課後の時間を利用した補習的な取り組み等を継続する。	学校教育課
9	福祉部門と教育委員会の連携強化	子どもの貧困対策については、早期の段階で生活支援や福祉制度につなげることが重要となってきます。	教育委員会や学校と連携を図りながら、保護者等からの相談に応じて各種支援制度を紹介しました。	A	各種支援制度につなげることで、子どもの生活環境の整備が図れました。	今後も教育委員会や社会福祉部門と連携を図ります。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
			・事業開始より4年が経過し、学校現場にも浸透してきた。相談対応件数も年間2000件を越えている。教育委員会と福祉部門との連携が図れている。	A	・SSWRが環境整備を行うことで、不登校の児童生徒が登校できるようになったり、高校へ進学できるようになったりするケースがあるなど、さまざまな方法で家庭・子供を支援することができている。	・今後も子ども・子育て総合センター、福祉部門と連携しながら取り組みを継続していく。	・2名から3名に増員	学校教育課
10	地域における学習支援	生活困窮家庭の子どもの学力向上を図るために、放課後や休日における学習支援に努めます。そのためには、地域による学習支援等の一層の促進・充実を図ります。	・参加者62名 ・平成29年度卒業生22名のうち19名進学決定	B	・生活困窮者の世帯では、自宅での学習時間を確保することが困難な場合が散見されるため、週2回の学習時間を確保することにより、成績及び学習意欲の向上に一定の成果があった。	・出席率の低い者が散見されることから、出席率向上のための取組が必要。 ・参加対象者の拡大(小学生及び高校生)。	・季節ごとに行事を企画及び実施し、参加しやすい環境づくりを推進する ・参加対象者拡大を試行的に実施する	社会福祉課
			・実施箇所2か所 ・利用人数 33名 (小学生20人 中学生13名) ・延べ利用日数 1,477日)	A	新たに1か所増やして実施しましたが、育児放棄(ネグレクト)等の状況にある要支援児童に対し、宿題等の学習支援を行っております。徐々に学習する習慣が身に付き、学校生活においても自信につながっている。	個々のレベルに応じた学習支援の内容を検討しながら、学習する習慣が身につけていくよう、引き続き支援を行っていく。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
11	就学援助	経済的理由により、学就困難と認められる児童・生徒及び特別支援学級に在籍する児童・生徒の保護者に対し、学用品費等を支給し援助を行っています。	準要保護者認定人数累計:995人(小学校・義務教育学校前期課程:603人、中学校・義務教育学校後期課程:392人) 特別支援教育就学奨励費認定人数:287人(小学校・義務教育学校前期課程218人、中学校・義務教育学校後期課程:69人)	A	経済的理由による就学環境の悪化で、不登校となる児童生徒や、学習意欲が損なわれる児童生徒の未然防止に成果があった。	援助が必要な世帯に適切な援助が行えるよう、更なる周知徹底を図っていく。	今後も取り組みを継続し、就学困難な児童生徒の就学意欲の向上を図っていく。	学校教育課
12	奨学金貸与事業	能力があるにもかかわらず、経済的理由により、高校、大学に修学することが困難な者に対し学資を貸し付け、広く人材を育成するための事業です。	○給付(国内進学) ・応募10人 ・決定5人(大4、短1) ○給付(医療系・福祉系・保育系) ・応募5人 ・決定3人(大2、短1) ○貸与(国内) ・応募33人 ・決定26人(高1、大18、専7) ○貸与(海外) ・応募2人 ・決定2人(短2)	A	・奨学資金の給付、貸与により経済的理由で修学が困難であった者にその機会を与えることができた。 ・より利用しやすい制度とすべく、運用上の改善点を整理した上で、関係例規の整備を行った。 ・奨学金返還について、口座振替を導入した。	課題 ・貸与型については基金で運営しており、近い将来、原資に不足が生じることが見込まれる。原資の確保が必要であるが、有効な策を見出せずにいる状況にある。 ・海外給付については、受給資格要件等をあらためて整理する必要がある。 ・滞納者が一定数存在する。 今後の取組 ・新たな財源の確保に努める。 ・海外給付の新たな募集要項・選考方法をまとめる。 ・滞納対策を徹底する。	継続実施	教育総務課

(4) 子どもの虐待防止と救済

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
13	要保護児童対策地域協議会(児童虐待対応に関する事業)	児童虐待の禁止・予防・早期発見・早期対応などを図るため、地域の関係機関・団体の代表者で構成される要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が連携を図りながら児童虐待防止対策を推進し強化します。	<ul style="list-style-type: none"> 代表者会議 1回 実務者会議12回(毎月1回) 個別ケース検討会議 随時 実務者研修 1回 ケースとしてあがった件数 253件 個別ケース検討会議 80件 市内の小中学生にSOS相談カードを、関係機関に虐待防止啓発ポスターを配布 	A	関係機関が連携することで、支援の必要な児童、保護者を早期に発見でき、その後、適切な支援を継続的に行うことで、虐待の未然防止につながっている。	関係者、関係機関との連携をさらに強化し、虐待防止・早期発見・早期対応の推進を図っていきたい。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
14	育児支援家庭訪問事業	養育支援が特に必要な家庭に対し、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。	訪問支援者 ・家庭相談員 6人 ・保健師、助産師 18人 訪問家庭数 623件	A	若年の妊婦、望まない妊娠等の妊娠期からの継続的な支援を必要とする家庭、親のメンタルに問題がある家庭、虐待のリスクが認められる家庭など、育児支援が必要な家庭を訪問。	養育支援が必要な家庭の増加と、問題の多様化により、今後もきめ細やかに対応するためには、支援者の量的・質的充実が必要。	訪問家庭数 510件	健康増進課
				A	電話での相談対応や家庭訪問により、子育てについての不安や家庭の安定を図ることができた。	社会情勢やニーズを考慮しながらさらに充実を図っていきたい。		
15	児童虐待に関する相談体制の充実	虐待への対応は、早期発見・早期対応が非常に重要なため、早期対応に努めるとともに、家庭児童相談員をはじめとする関係機関職員の資質の向上を図り、相談体制の充実に努めています。	家庭相談員 6人	A	関係機関との連絡調整や情報交換を適切に行うことで、早期発見・早期対応につながった。	児童虐待に関する相談にきめ細かな対応をしていくため、虐待に関する知識を高め資質の向上を図るとともに、さらに関係機関との連携を密にしている。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
			<ul style="list-style-type: none"> 乳児全戸訪問事業 889人 乳幼児健診 4か月児健診 898人 10か月児健診 900人 1.6歳児健診 964人 2歳児歯科検診 1,012人 3歳児健診 956人 育児相談 1,954人 	A	<ul style="list-style-type: none"> 健診受診率は9割強と高くなっている。 健診等の相談では、子供の成長発達・育児に関する相談の他、母親の心の問題、夫婦間の問題など、相談内容が多岐にわたっており、子育て期の母親等、保護者にとって必要性の高い事業である。 乳児家庭全戸訪問事業では、母子保健推進員への研修を行い、新たにファーストブックも手渡し、よりスムーズに訪問できるよう工夫し、充実した訪問を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会背景、家族背景、生育歴等から育児上問題を抱える母親の増加が目立ち、支援・見守りが必要な家庭が増加している。 プライバシーに配慮した相談しやすい環境づくりが必要となっている。 健診未受診児に対して、家庭訪問や関係機関との連携により支援を継続していく。 母子保健関係機関連携会議を開催し、連携の充実強化を図る。 	継続実施	健康増進課

(5)いじめ・体罰の防止と救済

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
16	那須塩原市いじめ防止基本方針の策定	本市におけるいじめ防止対策のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を策定します。	・平成27年3月に市いじめ防止基本方針を策定した。また、課内で検討し、教育委員会の附属機関を設置する方向で検討に入った。	A	・市の方針に基づき、各学校のいじめ防止基本方針を策定。いじめの対応に当たることができた。 ・市のいじめ防止月間を設定し、市いじめ防止基本方針を周知した。	・今後もH29の取組を継続する。 ・市のいじめ問題の状況を把握し、H30年度中に本方針の改定を行う。	・いじめ防止基本方針の改定 ・教育委員会の附属機関の設置	学校教育課
17	那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会の設置	いじめ防止などに関係する機関と連携を図るために、那須塩原市いじめ問題対策連絡協議会を設置します。	・市いじめ問題対策連絡協議会をH29年7月14日に開催した。	A	・協議会では、いじめの現状や市の方針について説明した。それについて委員から意見を伺うことができた。	・協議会を今後も開催し、いじめ防止対策を推進する。	・いじめ防止基本方針の改定について協議を行う。	学校教育課
18	学校におけるいじめ防止基本方針の策定	市内各小中学校において、各学校の実情に応じた学校がいじめ防止などの対策に関する基本的な方針を策定しています。	・H27年4月に制定した各学校のいじめ防止基本方針について、各学校ごとに改訂作業を行った。	A	・いじめ防止基本方針に基づき、各学校でいじめ問題の対策を推進できた。	・地域・学校の状況に合わせて、方針を適宜見直し、実効性のあるものとする。	市いじめ防止基本方針の改定を受けて、さらに実効性の高い方針への見直し作業を継続し、いじめ対応を行う。	学校教育課
19	学校におけるいじめの防止対策	教育活動を通して、いじめの防止に資するよう、その充実に努めます。 学校の児童・生徒、保護者、教職員に対し、いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発活動に努めます。 学校においていじめに係る相談を行うことのできる体制の整備に努めます。	・各学校でいじめ防止に向けた取組を実施した。 例)いじめ防止のためのピンクリボン運動の推進等 ・各学校にスクールカウンセラー等を派遣し、相談体制を整えた。	A	・いじめの認知件数は、小学校で45件、中学校で12件であった。防止対策に基づきいじめの認知をすることができた。 ・小中一貫でいじめ問題に当たる学校も増加した。 ・方針に基づき、組織的ないじめの対応が各学校で行われた。	・小学校でのいじめ認知件数が、73件から45件に減少している。いじめの発生自体が減少しているなら良いが、いじめは発生しているものの認知できずに件数が減少しているとすれば問題である。今後も積極的ないじめの認知に努めることが課題である。	・今後もいじめ防止基本方針に基づいた対応を継続する。 ・大人が主導する防止策だけではなく、児童・生徒自身が主体的にいじめについて考える機会を増やしたい。	学校教育課
20	いじめ問題再調査委員会の設置	市長部局に、重大事態への対応及びその防止のため、再調査を行ういじめ問題再調査委員会を設置します。	再調査の案件が発生しなかったため、いじめ問題再調査委員会の委嘱はされなかった。	B	委員の委嘱はされなかったが、平成27年3月に条例を制定し、必要に応じて委員会を開催できる体制は整備されている。	委員会の開催等、必要に応じて適宜対応できるよう、教育委員会との連携の強化を図る。	継続実施	子育て支援課

(6) 子どもの面会交流

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
21	面会交流・養育費に関するパンフレットの配布	面会交流・養育費の分担について理解を深めてもらうために、パンフレットなどを配布し普及に努めます。 さらに、面会交流・養育費に関する普及を進めるための活動について充実を図っていきます。	公益社団法人家庭問題情報センター養育費相談支援センター発行の面会交流・養育費の分担に関するリーフレットを窓口を設置し配布。また、那須塩原市ひとり親家庭サポートガイドブックにリーフレットを挟み込み、離婚届や児童扶養手当手続きに来庁した人に配布。児童扶養手当現況届会場へも設置した。	A	リーフレットの配布について、従来から、窓口への設置や離婚届、児童扶養手当の手続き者などへの配布を行ってきたが、児童扶養手当現況届会場への設置やホームページでの案内など、普及活動の拡大を行うことができた。	リーフレットの配布だけでは、養育費の負担や面会交流の実施にはなかなか結びつかない。先進地(明石市)等の取り組みなどを参考に普及活動の充実を検討する必要がある。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)
22	面会交流・養育費に係る相談体制の充実	面会交流・養育費の分担に関しては、婦人相談として対応します。相談員については研修などを通して資質の向上に努めます。	面会交流・養育費に特化した相談件数の把握を行っていないため、相談件数は不明だが、離婚相談等の時は養育費などの有無を把握し、助言指導を行っている。婦人相談員の養育費等に関する研修参加延べ回数3回。	A	相談員は面会交流・養育費に関する研修に積極的に参加し、相談者に対し、適切な助言指導を行うことができた。	婦人相談内容は年々多様化・複雑化している。 面会交流・養育費の相談も含め、さまざまな相談内容に対応できるよう、更なる資質の向上と、相談体制の充実が必要。	継続実施	子育て支援課 (子ども・子育て総合センター)

(7) 子どもの権利侵害からの救済

No.	①事業・取組名	②事業・取組内容	③平成29年度			④課題・今後の改善点	⑤平成30年度の目標等	⑥所管課
			実績	評価区分	評価の理由			
23	子どもの権利救済委員会の設置	市長の附属機関として、那須塩原市子どもの権利救済委員会を設置します。救済委員には、法曹関係者、児童福祉関係者、教育関係者から各1名を委嘱し、3名で構成します。	3人の委員に委嘱し、子どもの権利救済委員会を設置している。	A	救済の申立てがなかったため、委員会は開催していないが、必要に応じて委員会を改正できる体制は整備されている。	引き継ぎ、必要に応じて適宜対応できる体制を整備する。	継続実施	子育て支援課
24	相談体制の充実	子どもの権利侵害に係る相談は、子育て支援課の担当職員が対応する体制をとり、研修等を通して資質の向上に努めます。	子ども・子育て総合センターに配置された家庭相談員が相談を受ける中で、子どもの権利侵害にあたる相談があった場合は、救済申立てへつなぐ体制をとった。	C	子どもの権利に特化した研修には参加していない。	研修等に参加し、担当職員の資質向上を図る。	職員の資質向上	子育て支援課